

## イギリスに於ける直営地定期借地農の一考察

長野, 暹

<https://doi.org/10.15017/2920498>

---

出版情報 : 経済論究. 5, pp.1-17, 1959-04-01. 九州大学大学院経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# イギリスに於ける直営地定期借地農 の 一 考 察

長 野 暹

周知のように、古典荘園制から純粹荘園制への変化の基本的過程として、領主直営地の解体とその賃貸化の進展がみられるが、イングランドにおける直営地の賃貸の形態について概括すれば次のように云われてきた。すなわち、直営地は初期には分割して貸付られたが、漸次その規模は拡大して後期には一括して大定期借地農に賃貸されたと。そこには農民層分解の過程から形成されてくる富農層が直営地一括借地農として現われ、農業における三分制の先駆的形態がみられると解するものである。この立論の基礎には黒死病の流行と賦役換金の進展、地代の固定化、活潑な土地市場の形成、穀物価格の騰貴等々と進展する社会的、経済的変化が農民的貨幣経済の興隆と農民層分解を促進させ、それからして富農層形成の諸条件が介在していたとするところにあるように思われる。ところで、いま問題となつてくるのは、この en bloc の借地農をして資本家的借地農に蛹化する借地農、ないしは資本家的借地農の原型的形態とみなしえるかということである。直営地解体とその一括賃貸形態の検討において、近代的な借地形態とはみなしえないとする見解が提起されているからである。したがつて、本論では直営地定期借地農について、直営地の賃貸形態との関

のもとに二、三考察を加えてみる。

## 1

われわれがマナ会計録をひもといてみて見出す直営地の賃貸形態には二つの形態がある。一つは直営地の小片地貸付であつて、無占有農奴地、復歸農奴地になされたリースと同様な形式で例えば次のようなものである。<sup>(1)</sup>マナ会計録に  
 固定地代 聖アンドレ使徒期の同地固定地代50シリング4ペンス 領主誕

生日の同地固定地代 2 ペンス御告祭の同地固定地代 68 シリング 9 ペンス…  
…と記載されている固定地代の項目について

賃貸地代 …… 9 年期で数人に譲渡せし直営地 5 エーカ 3 ルードの賃貸から 6 シリング 9 ペンス…… 同年期〔9 年〕 Ethomisacr と呼ばれる 1 エーカの耕地の賃貸に対して Wilhelm toye から 12 ペンス…… 同年期〔18 年〕で Baubon との耕地に並び北部耕地の Mnilnemar に接する直営地 1 エーカの賃貸に対して同人〔Maricio Wode〕から 5 シリング……

新しい形式の記入がみられる。これは慣習権とマナ裁判所によつて保護され規制されていた土地保有形態に対して、形式的な面からすれば不動産定期賃貸としての近代的な関係が形成されてきたことを示し、いわゆる leaseholder なる階層の出現であり、この層の発展が近代的借地農形成の基盤とされてきた。ところで、この種の借地形態の特徴は上例でもみられるように ① 借地面積の小なること ② 借地期間の短期性<sup>(2)</sup> ③ 借地権の不安定性などであるが、<sup>(3)</sup> さうして我々が借地形態を検討するときに、前例の諸特徴とは著しく異なる形態を<sup>(4)</sup> 出す。例えば下記のようなものである。

John Rabbett は自身ならびにその譲受人にエリザベス第 4 年の 11 月 28 日の日附ある契約書により、ヴィルランチャーの郷 South hNewton のマナ農地の全用地、すべてのマナ直営地、牧草地、沼池、放牧地、共有地、養魚池、および South Newton, Stovord, Childhampton のテナントの慣習賦役を前記 South Newton の敷地、農地と Lewis op Tevan が保持していたと同じく前記用地のありし旧譲渡耕地に属する一切の施設と共に、且つまた前記 South Newton の牧師地と呼ばれる耕地 1 ヴァーゲイト、牧草地 1 ハム、羊用放牧地のある ham を 120 ポンドの一時金で保持す。しかして、当地の牧師推薦授与権は領主とその相続人にて一切留保す。前記 Tohn Rabbett とその譲受人は当契約書前年のミカエル祭より 21 年の全期間に前記耕地、用地、施設に対して年一回の支払で前記……を保持す。

この借地契約書にみられるように、前述の借地形式とは全く異なつてもはや耕地規模はマナの全耕地、放牧地、牧草地、施設および慣習賦役に至るまで一が一括して賃貸化されており、しかもこの借地の形態は直営地解体期に一般

化してくる。いわゆる「土地および家畜貸付」 land and stock lease なるもの<sup>(5)</sup>で、形式的には大規模な近代的借地農の借地形態とみなしうるような賃貸借関係が形成されている。

さて、以上の二様型の直営地賃貸形態において、後期の一括したリースがいわゆる資本家的借地農の先駆的原型であり、それは小地片リースの増大によって形成されてきたとみなされたのであるが、この小地片リースと一括リースとは類別すべきものである。というのは、初期の小地片リースは主として荘園所領の再編鞏固化の過程において行われ、その対象地も所領内の不利益地、辺在地、開墾地などであつて、しかも、それら賃貸地は次第に慣習保有地に準じた保有形態となり、マナ会計録にあらわれる賃貸地代が増加してきても、他方においては所領経済における直営地経営の役割は減じていないからである。したがつて、直営地の解体はこれら小地片リースの漸次的増大によつてなされたとは断定出来ず、むしろ一括リースをもつて始めて形成されたとみるべきである。それゆえ、直営地の解体期の一括借地農も、従来の荘園所領管理層が多く、後に農民層分化の過程から生成してきた上層保有農が一括借地農としてあらわれている。ここで、この直営地賃貸化の過程と借地農について random な検討を避けるために、以下商品流通度も低く、16世紀の農民分解も低度なハンブシャー内のクロリー荘園と、ミドランドに位置して高度な発展を示すレスター州のレスター修道院所領について検討してみよう。

- (1) W. Cunningham, *The Growth of English and Commerce during Early and Middle Ages*, 1890, pp. 515—20.
- (2) 借地期間が長期化するの16世紀以降で、それ以前においては80—99年、2—3世代の定期借地期間はあまりみられない。cf. M. page, *The Estates of Croland Abbey*, 1934, p. 36.; R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1912, pp. 93—5.
- (3) 1499年の不動産占有回収訴訟法が制定されるまでは借地人の侵奪、不法立入に対する保証は損害賠償のみに限られ、不動産回収令状によつて物権的性格をおびたるも占有回収権は未だ確立されていなかった。スミス「国富論」大内訳(2)203頁、川島武宣「所有権法の理論」57頁、なお、領主的恣意による借占奪や賦役労働での借地人発生の場合の返還義務などがみられる。R. Finberg, *Tavistock Abbey*, 1951, P. 249.; E. Lipson, *The Economic History of England*, I, 10th, ed., P. 107.

- (4) Roxburghe Club, Surveys of the lands belonging to William Earl of Pembroke 1568, English Economic History select Document, 1921, pp. 246—7. 同じような事例は Page, op. cit., pp. 438—48. E. E. P. p. 245.
- (5) 「土地および家畜の貸付」について、ロジャーズは大陸の分益小作制度に準じるとしたが、後にその相違点を明確にしている。したがってアシュレーの非難は失当である。T. Rogers, Agriculture and Prices, vol. I, 24—5.; do, Six Centuries Work and Wages, 1919, pp. 281.; W. Ashley, The Economic Organisation of England, 1954, pp. 55—6. なお、「土地および家畜貸付」の特徴については、T. Rogers, Six Centuries, pp. 279—84.; do, Agriculture and Prices, vol. III. pp. 705—8, vol. IV. p. 3. 29. 128. 738.; Cunningham, op. cit., p. 356.; A. Savine, English Monasteris on the Eve of Dissolution, in Oxford Studies in Social & Legal History, vol. I, pp. 143—8.
- (6) トニーの16世紀の土地保有農民の調査ではハンプシャーにはリースホルダーの存在は示されていず、殆んどが慣習的保有農であるに対して、レスターシャーはリースホルダーは20%の存在比率を示す。Tawney, op. cit., pp. 24—7.

## 2

まず Winchester Abbey に属する Crowley manor から検討してみよう。行論の便宜上当荘園の概況を示せば次のごとくである。

クロリー荘園はパンプシャー南部に位置して、マナと村落が一致した典型的荘園であつた。その所領面積は牧草地 420 エーカー、森林 237 エーカー耕地 2800 エーカーで直営地面積は 1160 エーカー(穀物播種地 540 エーカー、領主羊用地 620 エーカー)から成つていた。<sup>(1)</sup>直営地耕作の基幹的役割を果す賦役は冬季賦役(9月29日—7月21日)1週2日、秋季賦役(8月1日—9月28日)連日と課役され、他に肥料・木材運搬、草刈り等の雑賦役があり可成りな賦役負担であつた。次に村落の経済的發展はどうかといえば定期市 fair は開かれず、デムルギー的な鍛冶屋、大工、運送人等の存在がみれたただけであり、後期にもマニユファクチュア<sup>(2)</sup>さえ存在しなかつた。

以上のような特徴をもち三圃制に規制された典型的中世村落構成を示す当クロリー荘園その直営地経営の変遷はどのようであつたらうか。まず荘園所領の<sup>(3)</sup>収入趨勢にそくして検討すれば次表のような結果に表示される。すなわち13世

紀から14世紀にかけて所領経済は賦役労働に依拠し穀物・家畜の収入によつて可成りの繁栄を示しているが、15世紀以降は賦役の換金化による直営地経営の変化とともに次第に凋落の傾向をみせ、15世紀中葉に入るにおよんで直営地は賃貸化されて、マナは地代収入に依存する所領構成に推転してくる。

Crawley manor の 収入 趨 勢

	1208—09	1309—10	1408—09	1449—48	1503—04	1625—26
	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.
固定地代	9 9 0	10 5 7	11 15 11	11 16 7	13 10 8	13 15 11
賦役換金	ナシ	ナシ	2 11 4	2 6	2 6 8	2 8 0
マナ・コート収入	2 17 6	6 0 10	2 13 1	1 19 7	1 16 10	0 16 10
家畜収入	13 4 3½	59 11 7	19 10 0	不明	ナシ	ナシ
穀物収入	9 14 6	44 12 9½	28 18 5	15 14 8¾	ナシ	ナシ
直営地賃貸	ナシ	ナシ	ナシ	6 13 4	21 16 8	26 16 8
総収入	46 16 2	157 8 8	74 14 4	67 7 4½	43 13 11	51 3 4

これを更に直営地経営の変動にそくして検討すると14世紀以降穀作経営から<sup>(4)</sup>牧羊へと所領経営の主体が転換していくことが知れる。すなわち穀物播種面積が13世紀初期の541エーカーより14世紀にかけて約30パーセントに減少して行く

直営地耕作地の変動

年次	穀作面積	牧羊数
1208—26	511 <sup>a</sup>	1,866
1231—1314	391	1,580
1315—83	192	1,530
1384—1448	174	1,486

のに対して、牧羊数は400頭の減数のみであり、しかも牧畜収入のうちにしめる羊毛販売比率は56パーセントから76パーセントと増加しており明らかに直営地経営の内容が変貌して<sup>(5)</sup>いる。このような所領経済の変化を示すクロリー荘園の直営地のリーヴの過程について検討してみよう。リーヴの会計録によつて検

討して行くならば次のような経過を示す。

まず1288年に辺境所在の直営地の貸付が行われている。すなわち、同年に執事 seneschalus は北部クロリー内の Wodecote 直営地20エーカーを同地在住<sup>(6)</sup>の三借地農に永代で譲渡している。これは wodecote の直営地が主要耕地である北部クロリーから隔離した孤立直営地 Terra de dominico Arpentis で

あつたためである。したがつて、賃貸条件もすべての世俗的奉仕免除であり、借地期間も永代借地権が賦与されている。このように直営地の賃貸化は先づ辺境地から行われているが、永代借地権を賦与されて事実上は慣習保有地と異ならないところからして、いわゆるリースホルダーの借地形態としては律することが出来ない。クロリー荘園の場合にはこの一件しか会計録に記載されていない。

さて、13世紀を経て14世紀に入るとクロリー荘園は直営地耕作は減退し次第に牧羊へと経営の主体が転じていることはすでに指摘したところであるが、その間の直営地の賃貸を会計録によつて検討した場合に1308年、1355年、1357年、1390年いづれの会計録においても直営地のリースに関する記述は地代 *Redditus assisi*、マナ収益 *Exitus manerii*、一時金 *Fines* などの項目には見出せない。かくして耕作を放棄された耕地はリース化されることなく、寧ろ主体的経営もなつた牧羊のための放牧地に転換されたとみなしうるのである。それはまた耕作地の減退が傾向的なもので年々によつて増減のあることが会計録の穀物項目と家蓄項目から示されながらも、穀作経営にとつて基幹的役割を果す秋週賦役 *Opera autumpnalia* と冬週賦役 *Opera yemalia* が1390年には換金の進行によつて賦課量の25パーセントしか実際に供付されなかつたこと<sup>(8)</sup>や、羊洗滌・剪毛 *Locio et lonsio bidentum*、羊欄運搬 *Portacio falde* など家畜部門の賦役の換金が進行しなかつたところからも耕地の放牧地への転換が次第に形成されたことの一端が示されると思われる。

かくして、クロリー荘園においては直営地は分割ないし小地片のリースが顕現することなく後期の一括賃貸化が行われるようになる。すなわち14世紀から15世紀えへ会計録をたどつて行くと直営地の定期賃貸化についての記載がみられて1402年に農奴地・直営地の小地片リースが行われていることが<sup>(9)</sup>

*Roberti Wodecote* が *Roberto Crompt* に12年期で譲渡せる農奴地1ヴァーゲイト、*Purpresture* 耕地22エーカーよりの収益22シリングとリースの会計録に記載されてくる。なおクロリー荘園において定期賃貸形式がとられるのは1402年前後であると思われる。ついで1407年には12年期の直営地リースがなされているが内容不明である。次に記載されている1410年の会計

録には他のリーズに関するものはみられない。かくして1448年の直営耕地の一括リーズに至つたと解せられる。すなわち1448年の会計録にはマナ収益項目に直営地の全面的賃貸化が行われていることを示し次のように記載されている。<sup>(10)</sup>

……八年期当年初年で Willelmo Sely に譲渡せし当地に属するマナとすべての直営地、牧草地、放牧地の賃貸より6ポンド13シリング4ペンス

かくして家畜以外はリーズ化される。家畜のみが何故リーズ化せられなかつたのかは不明であるが、その一端を同年の賦役供付量からみると、秋週賦役、冬週賦役はいづれも換金化または免除されているのに対して、羊欄運搬、羊洗濯・剪毛などの家畜部間の賦役が供付賦役の主要部分であるのや、所領経営の主体が famuli 的労働で維持されやすい牧羊におかれている状態などからして家畜の譲渡が未だ行われなかつたものと思われる。しかしながら耕地の全面的賃貸化は必然的に家畜リーズまでおよぼざるをえず耕地、牧草地、放牧地とともに一括して賃貸化せられるようになる。<sup>(12)</sup>

主キリストならびに領主 Winton 司教の Petrum Courteney に謹みて Johann Couper に21年期当年三年の契約にて譲渡されし同地のマナとすべての直営地、牧草地、放牧地の賃貸から6ポンド8シリング4ペンス、また前記領主司教によつて前記期間の契約で前記 Johann Couper に譲渡されし主に二期すなわち復活祭と聖天使ミカエル祭に同じ割合で支払う去勢羊490頭、牝羊1頭、牡羊300頭、仔羊20頭の賃貸から15ポンド3シリング4ペンスと直営耕地と家畜貸付が明記されて「土地及び家畜貸付」の実体を呈してくる。

以上からしてクロリー荘園における直営地の定期賃貸化の過程を概括するならば次のような過程であつた。すなわち ① 1288年辺境所在直営地の永代賃貸 ② 1402年農奴地・直営地の一部賃貸 ③ 1407年直営耕地の賃貸 ④ 1448年以降直営地の全面的賃貸の過程であり、これよりして小定期リーズの簇生と、それに基づく大定期借地農の形成の過程をとつていないことが明らかになる。では次にこの直営地の一括リーズ化に現われてくる借地農はいかなる層であり、またその借地の状態はどのようであつたろうか。

しかして、この直営地借地農については記載されている遺言書などからも詳



細な資産状態については知りえない。ただリーヴの会計録において借地規模と借地条件のみが判明するだけである。ここで指摘しえるのは活潑な土地市場の形成と、それにもとづく慣習保有農の分化が16世紀に顕現化して従来の直営地借地農がクロリー外の借地農によつて代位されているのと領主権の厳存がみられることである。すなわち、先に会計録において15世紀までには固定地代項目のみで他に賃貸借に関する事項は見出せないのを指換したが、16世紀には可成り内容が変化してくる。一括に関するマナ賃貸 *Firma Manerii* の記載が新たに見られるのは勿論であるが、土地相続についての一時金 *Fines* の事項も内容に富んでくる。さらにそれが裁判所目録においては「土地一時金が重要となつてきたので、従来の裁判所目録とは別に記せられている。この特殊な記録には血縁者の保有地相続に対する一時金であり、また以前他の者の所有する土地の所有権をえたり、定期又小作や耕地の貸出認可にたいする一時金であつた。」<sup>(13)</sup>といわれるように数多くの保有地の譲度転貸が進行して土地一時金は1504年1ポンド12シリング4ペンス 1553年4ポンド10シリング8ペンス1560年13ポンド15シリング6ペンスと増加を示す。かくして従来の慣習保有農の分化が顕現化してヨーマン層えの上昇と小屋住農の転落がみられる。こうした活潑な土地市場成立によつて直営地借地農は次のように変遷する。いま借地農の推移を示せば下記のごとくであるが、前者4名はクロリーの慣習保有農であり、他はクロリー外の者である。

直営地定期借地農と借地期間

借地農	借地開始年	借地期間
William Cuppere	1407	12年
William Sely	1448	8
John Coupere	1487	21
Henry Coupere	1491	30
William Seynhyll		
Gilbert Coke		
Thomas Percy	1570	
Gerard Fleetwood	1606	二世代

また *William Cuppere ; William Sely* いづれもマナのリーヴでもあつた。このようにリーヴでもある、もともと直営地借地農でもあることは、リーヴとしての立場から賃貸借が形成されているようであり、これは *Coupere* 家が初期の借地農として主に現われていることにその一端が示されている。ところが16世紀にはこのような賃貸関係は変化してくる。すなわち16世紀には借地農はクロリー村落

として主に現われていることにその一端が示されている。ところが16世紀にはこのような賃貸関係は変化してくる。すなわち16世紀には借地農はクロリー村落

以外の者に代り、リーヴと借地農とは同一人ではなくなつて、リーヴ自体は背景に退き借地農が主体となつてくる。しかも借地期間は次第に長期化し17世紀には二世代になり借地農自体の資産も増大して Gerrrd Fleetwood は3400ポンドの資産を有したといわれ、初期の借地農と可成り異なつてきている。このように慣習保有農に由来する直営地借地農は土地市場の形成にともなつて姿を消し、それとともにしだいに、賃貸借関係は村落外の者と取結ぶようになる。

次にこれら借地農の存在形態を領主権との関連においてみると、そこには形式的には近代的な契約関係を結びながらも、その内容においてはリーヴの場合と著しい差異はないようである。今領主権との関連をみるに<sup>(14)</sup>

従前の如く固定地代、養豚料、貨幣評価 in denarii extentis の慣習保有農の賦役、結婚後見権、相続冥加金、ヘリオット税、エスティト権、没收権、罰金権、巡回裁判権とマナ裁判権は例外にして且つ常に領主にて苗保とあるように従来の領主権の主体をなすものは苗保されて未換金賦役以外はマナ領主が把握し、マナ巡回裁判は領主或はその代理人の管轄のもとに開かれている。しかも裁判所開廷中は宿舎、飲食、穀物供給の義務を借地農は負わされて旧来のリーヴと隔りのない立場におかされる。このような状態からして借地保有条件も旧来の慣行に従うことを<sup>(15)</sup>

前記借地農は当地テナントと同様に前記マナの耕地、牧草地、放牧地を古くからみられ、領主慣例集に一層明瞭にして詳細に示されているごとき慣習に従つて保有すべし。

と規制されて、独自に経営を行うのを禁じられている。

このように直営地賃貸期の借地農は明らかに領主権力が村落共同体規制から独立した存在ではない。借地農の経営の内容を知ることが出来ないために、果してこれらの諸規制が借地農にとって如何に作用したかは判じられない。またこれらの諸規制を有利に展開する借地・転賃の事実も史料的には全く不明である。

以上クロリー荘園所領における直営地賃貸化過程と借地農について検討してきたように、直営地は一括して当初リーヴに賃貸化されたが土地市場の形成に

ともない初期の借地農は在外者に代位された。16世紀のトニーの調査した農民保有に示されるハンプシャーのリーズホルダーの皆無の数地もかかる発展を示すクロリー荘園所領から考えて肯定しえる所である。このような後進地帯と対比する意味で次にミドランドに位置して比較的高度の発展を示すレスター州を検討してみよう。

- (1) N. S. B. & E. C. Gras, *The Economic and Social History of an English Village*, 1930, pp. 29, 287, 633. ; Bishop への十分の一税支払面積は3490 エーカーである。
- (2) *ibid.*, p. 286, 292—3.
- (3) *ibid.*, p. 84—5.
- (4) *ibid.*, p. 23. この期間における平均数値ではない。pp. 338—57.
- (5) *ibid.*, p. 43, 83. 1203—36年の収蓄収入24ポンド10シリング11ペンスにたいして牧羊収入は13ポンド13シリング3ペンスで56%, 1384—1448年には前者は37ポンド13シリング19ペンスにたいして、後者は28ポンド15シリング1ペンスで、76%の比率をしめしている。
- (6) *ibid.*, p. 238.
- (7) 家畜が始めて販売されるのが1339年であるから、それ以後の傾向を穀物販売収入と対比すると1375年ごろまでは、いづれも極端な変動はないが、それ以後穀物販売は38—33ポンドから16—20ポンドと低下してゆくが、家畜販売は18—15ポンドで変動は小さい。*ibid.*, pp. 317—20.
- (8) 秋週賦役は賦課量950日にたいして250日、冬週賦役は1394日にたいして328日と供付されたが、リーズ、羊飼、犁耕人の労働を換算すると、全賦課量にたいして逐行された賦役は69%である。
- (9) *ibid.*, p. 295.
- (10) *ibid.*, p. 478.
- (11) 1448年までに秋週賦役、冬週賦役のほかに恩沢賦役、碎土、羊洗滌剪毛賦役も16%が換金化される。未換金の賦役は直営地借地農に徴収権が与えられた。*ibid.*, p.78, 488—9. cf., Rogers, *Six Centuries*, pp. 285 f. ; Page, p. 154, 438.
- (12) *ibid.*, p. 467. このときの記載内容は1787年までほとんど変化していない。
- (13) *ibid.*, p. 518.
- (14) *ibid.*, p. 467. かかる領主権に関する当保規定は一括借地契約書には記入されることが多い。*English Economic Document*, pp. 243—7. ; Page, *op. cit.*, p. 154, 438.
- (15) *ibid.*, p. 468.

## 3

次にレスター修道院の所領の検討に移ろう。レスター修道院は12世紀に創設された新興修道院であつてフリホルダーの多いデンロー地域に属し、1254年には109村落に所領をもち、<sup>(1)</sup>そのうち73村落はレスター州内に在つて、直営地36は19の村落に散在していた。直営地規模は最大290エーカー最小72エーカーで多くは1000前後であつて、1341年には総計2115エーカーの直営地から成つていた。また一方賦役についていえば、所領最盛期の1341年の地代帳によれば、一村落をのぞき収穫、運搬、乾草作りなどの賦役の供付があるが、農耕賦役についての言及はなく、しかも賦役従事日数は年間5日～15日程度である。したがつて隸属農民の構成でも35パーセントしか直営地隸属農をもたず、直営地経営には<sup>(1)</sup>famuli 的労働と雇傭労働に多分に依存していた。さらに商品市場関係についてみれば修道院自体が州内の羊毛の購入と東部海岸で販売を行いイタリヤ羊毛商人との取引関係を結んでいる。<sup>(2)</sup>このように、典型中規模修道院所領で直営地経営に<sup>(3)</sup>famuli 的労働の比重が大きい荘園における直営地の趨勢はどのようであつたろうか。まず当所領の収入趨勢から概況を把握しておく、以下の表の<sup>(4)</sup>ように示される。

レスタ修道院の収入

	1254			1298			1341			1407			1477		
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
地代収入	216	19	10½	194	2	10½	333	6	3½	268	19	9¾	299	9	4¼
穀物販売	200	13	8	161	13	10¼	915	2	4¾	228	15	7½	96	1	
羊毛販売		不	明	220	3	10	200				不	明	70		
総収入	490	12	5½	627	12	6½		不	明		不	明	369	12	10¼

表記のごとく所領経済は14世紀中期を境として大きく変動し、15世紀中期には穀物や羊毛販売よりも地代が主要な収入源になつている。しかも地代収入は穀物販売収入が激減しているのにならして、変動は少ない。さらに地代収入の内容を1477年についてみればレスター州内よりの地代収入177ポンド15シリング6ペンスのなかで直営地と十分の一税賃賃料は139ポンド13シリング9ペン

スと8割の比率をしめて、明らかに直営地賃貸が進展していることを示している。以上の所領経済の変動を確認した上で直営地経営の変動をみるにレスター修道院所領では15世紀を境として直営リースの在り方は異なっていた。すなわち1341年の収入表にもみられるように所領経済の最盛期に行われた賃貸形態と、1341年以降とりわけ1408年から1477年の間になされたものとの違いである。前者はいわゆる不利益地、開墾地、辺在地などの不規則的リースからなるものでリース化された面積も大規模ではなく、借地形態も永代借地権が与えられ、賃借地自体は慣習保有地に準じて行っている。後者は所領経済の地代收得者化に即応してなされたもので直営地、放牧地、牧草地、十分の一税権等が一括してリース化されている。まず初期のリースについて検討するに、「この賃貸は小地片であつて、それは直営地部分の永代借地への転換であり、実際に賃貸化されたのは大した数量の土地ではなかつた。その過程は直営地の内部的鞏固化に伴つてなされた所領の一般的再編成の一端であり、比較的初期の直営地賃貸は多くの場合村落内での修道院による耕作の放棄をもたらした。賃貸化された土地は非常に小面積だつたので直営地の耕作を続けるのは不利益だつたからである。」とあり次のような事例がみられる。

Thurmaston において Wanlip の Henry によつて寄進された耕地88 $\frac{1}{2}$ エーカは且つて直営地であつたが今や不利益となつたので賃貸化された。借地農総数12人、すなわち4人は8—9エーカ、5人は6エーカ、2人4 $\frac{1}{2}$ はエーカ、1人は18エーカとそれぞれ借地。

Stoughton では農奴保有地以外に新貸出地と呼ばれる8つの定期賃貸地がある。当地はかつて農奴保有地だつたが直営地に編入され1341年迄に一部が再び賃貸化されたものである。

Whestone では直営地3ヴァーゲイト教会宅地1が1341年に貸付られた。

これら貸付られた直営地がいづれも永代借地の形態であることは、われわれが問題にしている定期賃貸ではない、これは地代形態が固定地代の範疇によつて律せられるので、先のクロリーの例に限らず初期の直営地賃貸化の一般的形態である。だからして所領の再編鞏固化が行われたのちの賃貸化を検討してみると「かかる直営地の賃貸化はすべての直営地、耕地、牧草地、放牧地、施設

の借地農に対する賃貸であつた。」といわれ、その過程は「これらの賃貸の大部分は1408年と1477年におこつている。1341年と1477年の土地台帳を比較すると136年間には1341年以前におこなわれた小片地の賃貸化は非常に少ないことが明らかになる。<sup>(7)</sup>」かくして初期の小片地の貸付は永代保有権が賦与され慣習的保有形態に準じてきている。しかも所領の再編成後には小片地貸付は減少し、直営地の一括貸付の時期に至つことをしめて「1477年までには直営地と十分の一税権は一括 *en bloc* して賃貸化せられた。特に修道院から隔遠の地において。」といわれるように1477年には修道院自体は地代修得に依存するようになり、所領機構が転換する。

しかしここで留意すべきことは14世紀から15世紀にかけて復帰農奴地、直営地の賃貸条件が変化し、それが慣習保有農にも影響してくることである。というのは、慣習的農奴保有地はマナ裁判所の慣習権による保護をうけて領主的恣意の直接的介入を限定したいのが、土地市場の形式にともない次第に領主的恣意と土地市場に規制される *ad placitum* なる保有形態にフリーホルダー以外は転換してゆき、*gewere* 制の解体が促進されて上層保有農を折出しているからである。これは土地市場の形成による競争地代支払農の簇生が慣習的土地保有形態を領主的恣意の介在する不安定な借地条件を作り出し、他面においては農民層の分解をうながして上層保有農を生成させてきたものであるといえよう。先のクロリー荘園とは異なつてレスター内では農民保有地の譲渡売買が盛んにおこなはれ、活潑な土地市場の形成による保有状態の分化はすでに15世紀中期には顕著にあらわれて、次頁の表のように上層保有農を折出している。<sup>(8)</sup>

さて、次に直営地の全面的賃貸期の考察に移ろう。前述のようにレスター修道院所領の直営地の一括賃貸化の形成は、小片地賃貸の量的拡大ではなして、所領経済の転換として一括して賃貸化が行われたが、その内容をみると1477年には19村落に所在する直営地のなかで16村落にある直営地はすべて賃貸化されまた同時に乾草、穀物、鶏卵等の10分の1税権も貸付られている。<sup>(9)</sup> 残存直営地は修道院近在の村落にあり、穀物等の直営地産物の運送費に多額の経費を要しなかつたところである。

以上のように修道院所領機構が直営地の賃貸化によつて転換してきたとき

Leicestershire 内における農民分化

村 落	Lockington						Thurmaston					
	1 3 4 1			1 4 7 7			1 3 4 1			1 4 7 7		
面積 virgate	保有区分		自保有由農	小住 屋農	任借地 農	自保有由農	小住 屋農	農 奴	自保有由農	小住 屋農	任借地 農	自保有由農
	小住 屋農	農 奴										
2.5—3					9						2	1
2—2.5					5						2	
1.5—2		2					2				6	
0.5—1.5		15			5		9					2
0—0.5		13			3		13				1	
総 数	44	30		13	22		24	24	27		13	10

に、直営地の借地農として現われてきたのはどのような層であつたらうか、保有状態のみしか判明しないが次のような層である。<sup>(10)</sup>

Barkly (直営地156エーカ) の借地人は軍事奉仕による自由保有地1ヴァーゲイトを保有

Bittes wetl (直営地120エーカ) の直営地および十分の一税権借地人 Thomas Meryell は家屋2, 自由保有地1ファロングを保有

Kirby Mallory (直営地170エーカ) の直営地借地農 Tomus Houton は修道院の農奴保有地に1ヴァーゲイト, 宅地1を保有

Shepshed の修道院耕地2ヴァーゲイト, 1家屋を保有している Nicholas Coshy は穀物, 乾草, 大麦の十分の一税権を賃借す。

ここに示されている直営地借地農は標準保有規模である1~2ヴァーゲイトの保有者であつてグヴェレ制の崩壊によつて形成されてくる上層保有農ではないように思われるが、それは必ずしも現実の保有規模を示しているものではないことに留意しておく必要がある。というのは村落とマナが一致せず同一村落に複雑な土地関係が形成されているところでは、借地農は異なる莊園または村落の保有者でもあり一修道院所領での保有状態のみでは現実の保有規模が必ずしも確定しえないからである。したがつてこれら直営地借地農が前述のような農民分化から折出されてきた上層保有者であるかは、完全な修道院の隷屬農

民であつて、異なるマナとの関係のないことが明らかにされなければ厳密には確定することは出来ない。しかしてさきの農民分化例にも示されているように早期よりの土地市場の成立が上層保有者を生み出して、この層をして直営地の一括借地が更に上昇してゆく機会を与えたものと解される。次のような事例がそれである。

すなわち、視野を拡げて16世紀におけるレスターの農業発展をみた時、農民層分野の過程から生成してきた上層保有農が直営地の不定期借地農として現われてくる。自由保有農の多数の存在<sup>(11)</sup>、小屋住または famuli 的労働層の比率の大なること<sup>(12)</sup>、羊毛生産圏としての ley 耕作形態の早期的導入<sup>(13)</sup>、第一次囲い込みの激しい進行とその結果による借地農の有利性などの農業発展をもたらず諸条件によつて16世紀初期農民層の平均資産が14ポンド7 シリングから17世紀初期には67ポンドへと上昇しているレスター農民の発展の中で、上層保有農は積極的に農地を一括借地し経営を拡大して資産を増加して行く。例へば Peatling Parvr 村の Thomas Bragate の場合は次のような発展過程をたどる。すなわち、Thomas Bragate は主要農地としては99年期中 Merhvalé 修道院から借地していた農地だけであつたが、後 Peatling Magna の隣接教区にある修道院地すべてを借地し、更に Knaptoft の新しく囲込まれ340エーカーの牧草地を羊・牛用に借地して1539年には資産 126 ポンド（家財17ポンド、農具3ポンド、穀物16ポンド、家畜85ポンド）を有してヨーマン上層の発展の典型を示す。しかも次代の Richard Bragate になれば1567年に以前借地していたのマナと耕地400エーカーを購入して一層上昇の過程をたどり、1370年には Peatling に隣接するマナと耕地500エーカーを購入して1572年には総資産716ポンド（家財84ポンド、農具17ポンド、穀物40ポンド、家畜577ポンド）と増加している。その増加した資産の内容を検討すると著しいのは家畜就中羊の増頭である。1539年には300頭であつたのが40年後には1340頭となり、主に Knaptoft の囲込地で飼育されている。これは Bragate 家発展の一端に囲込地の借地と牧羊経営の拡大によつてなされたものであることを示している。この Bragate 家をはじめとしてヨーマン上層は二、三世代前は小規模保有農であつたといわれ、15世紀から16世紀にかけて上昇してきた層である。



このようにレスターにおいては、土地市場の早期的形成によつて次第に上層保有農が現われてくる。しかもこの層が直営地の大規模借地によつて経済規模を拡大し、資産を増殖して行くことが知れる。

以上の検討においては、直営地賃貸化の過程は必ずしも小地片貸付の漸次的形式から一括賃貸化をもたらしたとは断定出来ないようである。むしろ初期の一括でのリースは従来のリーヴ、ベアリィフなどの所領管理層への貸付が多いのではないと思われる。しかして土地市場の形成期においては、直営地の借地が直営地借地農にとつて上昇の契機となつたようである。

- (1) Hilton, *The Economic Development of some Leicestershire Estates in the 14th & 15th Centuries*, 1947, p. 6, 22—18, 55, 75—7, 83—5.
- (2) 1298年にレスターの商人には1袋当り9マークで13袋69ポンド、イタリヤ商館代理人には1袋12マークで16袋128ポンドを販売している。
- (3) 直営地犁耕に常雇犁耕人が主体的役割を果たしたことや、継続的労働や打穀などに famnli 層が従事したことを考えれば、これら中規模荘園では、famnli 層の役割は軽視しがたい。cf. M.M. Postan, *The Famulus · the Estate Labour in the Twelfth & Thirteenth Centures*, *Economic History Review*, Supplement 2, 1954, pp. 2—5.
- (4) 1408年の穀物販売額の明記はないが、1408年は1341年の穀物販売価格の $\frac{1}{4}$ となつたとあるので、1341年の $\frac{1}{4}$ の数値をしめす。ibid., pp. 22—8. 93—5.
- (5) ibid., p. 89.
- (6)(7) ibid. p. 89—90.
- (8) レスター修道院が多数の隷属農を有していた村落で Lockington では耕地面積470エーカーのうちで直営地は108エーカーをしめていた。ibid., pp. 102—5.
- (9) ibid. p.53, 92—3.
- (10) ibid., p.94.
- (11) F. Seebom, *The English Village Community*, 1925, pp. 84—5.
- (12) H. G. Hoskins, *Essays in Leicestershire History*, 1950, p.129. ホスキンスは臨時税検討の結果よりして、1パーセントは土地、77パーセントは動産、22パーセントは賃銀に課税され、5人に1人は賃銀に課税されていると結論している。cf., Hilton, op. cit, App. V
- (13) H. L. Gay, *English Field System*, 1915, p. 445; Hoskins, op. cit, pp. 140 ff.; レイ耕作形態の意義については推名重明「イギリス市民革命以前における農業問題」(「社会経済史学」21巻. 5, 6合併号, 22巻1号参照。
- (14) アシュレー「英国経済史及び学説」, 野村兼太郎訳, 423頁, 囲込の進行として大

部分囲込まれた州に入れられている。なおその詳細については Hoskins, *op. cit.*, pp. 67ff. cf. Gonner, *Common Land and Inclosure* p. 189—263.

- (15) Hoskins, *op. cit.*, p. 135. 1300年から1603年までの農民財産目録によると、所有地評価額20ポンドの層の減少と50ポンド以上の層の増加が示され、農民層の資産増加が窺われる。
- (16) *ibid.*, p. 153, 157. なおヨーマン層が上昇して行くジェントリーについては, Jawney, *The Rise of the Gentry, 1558—1640*. *Eco. H. R. 1st Ser. vol. XI, 1941*, pp. 12—8. ジェントリーの興隆についての否定は H. R. Trevor-Roper, *The Gentry 1540—140*, *Eco. H. R. Supp. I. p. 15. 25—30*. 参照。